

## 会 議 録（要旨）

会議の名称	平成26年度第1回茨木市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	平成27年1月8日（木） 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 1 時 3 0 分 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
出席者	[委員] 秋山 孝正 石原 一彦 河井 康人 村上 亨                   【4人】
欠席者	今堀 洋子 加賀 有津子           【2人】
事務局職員	西林産業環境部長、徳永商工労政課長、末松商工労政課総務係長、 奥田商工労政課職員   【4人】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 会長・副会長の選出について (2) 会議の公開・非公開等について (3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について 「MEGA ドン・キホーテ茨木店」（変更） (4) その他
配布資料	(1) 茨木市大規模小売店舗立地審議会規則 (2) 茨木市審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋） (3) 茨木市情報公開条例（抜粋） (4) 審議案件の概要 (5) MEGA ドン・キホーテ茨木店に関する検討結果（案） (6) 届出案件説明資料

## 議事の経過

### 1 開会あいさつ

事務局：開会のあいさつ

### 2 委員及び事務局職員紹介

事務局：各委員及び事務局職員の紹介

### 3 会長及び副会長の選出

事務局：会長及び副会長の選出について事務局案を提案

委員：事務局案で異議なし

会長：就任のあいさつ

### 4 会議の公開について

事務局：会議の公開について説明及び傍聴希望者の報告。

⇒審議会は原則公開とし、非公開事項該当案件が発生した場合はその都度審議を行うことに決定。

### 5 会議録の公開について

事務局：会議録の公開について説明。

#### 【質疑】

委員：委員名簿は公開しているのか。

事務局：役職名は書かず、委員名のみ公開している。

⇒会議録は発言者を役職名等で表記し、内容を要約したものを、各委員の確認後に公表することに決定。

### 6 本審議会への設置者の出席について

会長：今回の審議において設置者に出席を求め、現状の説明を聞くことについて提案。

#### 【質疑】

委員：今後の審議会においても必ず設置者に出席を求めるのか。最終的な答申内容の審議の場に、設置者が同席するのか。

事務局：次回以降は未定だが、必要に応じて出席を求めることはある。設置者には、質疑の後退室していただくので審議の場には同席しない。

委員：今回のような住民からの意見が出ており、傍聴者がいる状況であれば、特に議論は大事である。設置者から現状を聞いたうえで審議するのが良いのではないか。

事務局：今回、周辺住民から意見が出ていることから、設置者に対し直接確認するという観点から出席を求めている。

⇒設置者に出席を求めることについて、各委員了承。

## 7 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について (MEGA ドン・キホーテ茨木店)

事務局：届出内容について説明。事務局の説明後、設置者入室。

### ①設置者に対する質疑

○会長、副会長及び各委員の質問は次のとおり。

- (1) 従業員の定期巡回の頻度や、深夜に来店する未成年者に対する声掛けの実施について。
- (2) 営業開始以降の犯罪案件やトラブル案件発生の実態について。
- (3) 来店客の増加による国道への影響について。
- (4) 営業時間及び駐車場利用時間に関し、届出内容と営業実態が異なることについて。
- (5) 24時間営業となった場合の防犯対策について。
- (6) 荷さばき音や利用客の話し声などの騒音に対する対策について。
- (7) 21時以降利用制限をしている従業員用駐車場の利用状況について。
- (8) 利用制限をしている駐車場に隣接する駐輪場の利用状況について。
- (9) 店舗周辺に散乱しているごみについて。
- (10) 今後の営業時間変更の可能性と営業時間変更の際の住民への対応について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 店内巡回は、開店当初に茨木警察署と協議をし、定期的な巡回を行っている。また、深夜に来店する未成年者に対しては、店内放送に加え、店舗入り口のレジ従業員が入店時に声掛けを行っている。
- (2) 茨木店は北摂地区の店舗のうち最も犯罪案件が少ない店舗である。店内での万引き事案は何件かあったが、客同士の大きなトラブルはない。駐車場においても物損事故はあったが、犯罪案件はなかった。
- (3) オープン当初は入り口から国道への滞留が見られたが、オープンセール以降は特段の影響を及ぼすような滞留は無かった。オープン後しばらくは、スムーズに入庫できるよう交通整理員を配置し、誘導を行った。
- (4) 現状は午前3時で閉店をしているが、会社としては利便性の追求という観点で24時間営業が理想形だと考えているため、深夜帯も来店客が見込めるようであれば24時間営業とする可能性もある。  
届出当初から可能性という観点で24時間営業の届出を出している。
- (5) 24時間営業となった場合も、現在と同様の防犯対策を行う。現在のところ、店舗敷地内での青少年蟻集の事案は発生していない。
- (6) 話し声や荷さばき音をゼロにすることは難しいが、店舗として全く対応をしない訳ではなく、少しでも状況が改善するよう取り組んでいる。
- (7) 夜間でも使用可能な従業員駐車場を用意し、21時以降に退勤する従業員はそちらを利用している。
- (8) 利用制限をしている駐車場に向かう通路そのものをカラーコーンで閉鎖しているので、バイクは行き来できない状態である。地下1階のバイク駐輪場を案内している。
- (9) 自治会の清掃員と店舗の清掃員との清掃範囲が決まっているため、定期的に公園内を清掃したり、店舗敷地外を清掃したりはしていない。

ただし、店舗でフォローできる部分については協力をすると自治会と話をしている。  
(10) 来店客数は午前1時以降減少するのが実態であるため、当面は午前3時までの営業を行う。また、地域をないがしろにして営業を続けようとは考えておらず、むしろ、地域と協力していかなければ店舗の継続的な営業は難しいと考えているので、周辺住民への対応は今後も継続して行う。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

## ②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

- ・実質的な営業時間の変更をする際に、周辺住民への十分な説明と市への報告を行うことを求める附帯事項の提案。
- ・設置者の説明方法について、24時間営業となった場合の対応について言及がなかった点についての指摘。
- ・24時間営業で届出を出し、後で自由に営業時間を設定することに繋がらないような附帯事項の提案。

## ③総括

本件については市の意見はなし。ただし、審議内容に基づき、会長と事務局が協議のうえ、事務局の答申案に附帯事項を付け加える。

## 8 その他について

○その他の事項についての各委員からの意見・提案は次のとおり。

- ・各委員に対する事務局の答申案の提示方法についての指摘。

## 9 次回開催予定について

事務局：該当案件がないため、次回の開催は未定。